（学習機会の提供等）

第八条　博物館は、利用者の学習活動又は調査研究に資するため、次に掲げる業務を実施するものとする。

一　博物館資料に関する各種の講演会、研究会、説明会等（児童又は生徒を対象として体験活動その他の学習活動を行わせる催しを含む。以下「講演会等」という。）の開催、館外巡回展示の実施等の方法により学習機会を提供すること。

二　学校教育及び社会教育における博物館資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して適切な利用方法に関する助言その他の協力を行うこと。

三　利用者からの求めに応じ、博物館資料に係る説明又は助言を行うこと。

（情報の提供等）

第九条　博物館は、当該博物館の利用の便宜若しくは利用機会の拡大又は第七条の調査研究の成果の普及を図るため、次に掲げる業務を実施するものとする。

一　実施する事業の内容又は博物館資料に関する案内書、パンフレット、目録、図録等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。

二　博物館資料に関する解説書、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。

2　前項の業務を実施するに当たっては、インターネット等を積極的に活用するよう努めるものとする。

（利用者に対応したサービスの提供）

第十条　博物館は、事業を実施するに当たっては、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人その他特に配慮を必要とする者が当該事業を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、館内におけるベビーカーの貸与、外国語による解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

2　博物館は、当該博物館の特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する青少年の関心と理解を深めるため、青少年向けの解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

（学校、家庭及び地域社会との連携等）

第十一条　博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、当該博物館と異なる種類の博物館資料を所蔵する博物館等の他の博物館、公民館、図書館等の社会教育施設その他これらに類する施設、社会教育関係団体、関係行政機関、社会教育に関する事業を行う法人、民間事業者等との緊密な連携、協力に努めるものとする。

2　博物館は、その実施する事業において、利用者及び地域住民等の学習の成果に基づく知識及び技能を生かすことができるよう、これらの者に対し、展示資料の解説、講演会等に係る企画又は実施業務の補助、博物館資料の調査又は整理その他の活動の機会の提供に努めるものとする。

（開館日等）

第十二条　博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要望、地域の実情、博物館資料の特性、展示の更新に係る所要日数等を勘案し、日曜日その他の一般の休日における開館、夜間における開館その他の方法により、利用者の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

（職員）

第十三条　博物館に、館長を置くとともに、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

2　博物館に、前項に規定する職員のほか、事務及び技能的業務に従事する職員を置くものとする。

3　博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に実施するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとする。

（職員の研修）

第十四条　都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員その他職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の機会の充実に努めるものとする。

2　博物館は、その職員を、前項の規定に基づき都道府県教育委員会が主催する研修その他必要な研修に参加させるよう努めるものとする。

（施設及び設備）

第十五条　博物館は、次の各号に掲げる施設及び設備その他の当該博物館の目的を達成するために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

一　耐火、耐震、防虫害、防水、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止その他のその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備

二　青少年向けの音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備

三　休憩施設その他の利用者が快適に観覧できるよう、利用環境を整備するために必要な施設及び設備

（危機管理等）

第十六条　博物館は、事故、災害その他非常の事態（動物の伝染性疾病の発生を含む。）による被害を防止するため、当該博物館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

2　博物館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるとともに、事故や災害等が発生した場合等には、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第四百五十五号

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）附則第四条第二項の規定に基づき、厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例（平成十一年厚生省告示第百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第十四項の表に次のように加える。

平成二十四年	年マイナス〇・二六パーセント

○厚生労働省告示第四百五十六号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第三十六条第二項の規定に基づき、厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率（平成十七年厚生労働省告示第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表に次のように加える。

平成二十四年	年〇パーセント

○厚生労働省告示第四百五十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第1に次のように加える。

1085　脳室腹水排出用シャント

1086　中心循環系非吸収性局所止血材

1087　吸収性頭蓋骨固定用クランプ